名古屋市告示第412号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の辞退

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第54条の2第 5項において準用する同 法第51条の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住 帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年 法律第30号)第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の2第 5項において準用する同法第51条の規定により、各法による指定介護機関から、 次のとおり辞退の届出がありました。

令和 7年 8月 4日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養指導

介	護	機	関	名	所	在	地	辞退年月	
					ולו			日	
CLARAS DENT					名古屋市千種区四谷通 1丁目13番地			令和	7年
A L	本山				石百座川「僅區四分地 1」日13番地			6月	1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課